

名古屋市審議会の開催状況及び委員の選任状況等

(令和6年4月1日現在)

所管局	審議会名称※1	区分※2	開催状況	委員の選任状況							委員の公募制導入状況等	
			5年度の開催回数※3	定数※4	委嘱されている委員数	任期の終了時において引き続き10年を超える委員数※5	5審議会以上兼職する委員数※5	市職員の委員数	うち、指針に定める選任基準※6に抵触する委員数	女性登用率※7	公募制導入の有無	詳細
			＜回＞	＜人＞	＜人＞	＜人＞	＜人＞	＜人＞	＜人＞	＜％＞		〔 公募制を導入していない場合は、その理由※9 公募制を導入している場合は、定数のうち公募委員の数 〕
防災危機管理局	防災会議	法律	1	70	64	1	7	2	0	20.0%	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
防災危機管理局	国民保護協議会	法律	0	35	22	3	4	1	0	23.8%	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
防災危機管理局	防災危機管理局指定管理者選定委員会	条例	0	40	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
総務局	特別報酬等審議会	条例	1	10	10	0	0	0	0	40.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
総務局	行政不服審査会	法律	11	6	4	0	0	0	0	50.0%	未導入	不服申立、審査請求等に対する調査・審査等を行う。
総務局	職員倫理審査会	条例	4	6	6	0	0	0	0	50.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
総務局	職員傷病審議会	条例	22	9	9	0	0	0	0	22.2%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
総務局	公務災害補償等審査会	条例	0	3	3	1	0	0	0	66.7%	未導入	高度な識見を必要とする。
総務局	公立大学法人評価委員会	法律	7	5	5	0	0	0	0	40.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
財政局	入札監視等委員会	条例	3	5	5	0	0	0	0	60.0%	未導入	苦情処理を目的としており、かつ高度な識見を必要とする。
スポーツ市民局	空家等対策審議会	条例	1	5	5	0	0	0	0	40.0%	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。
スポーツ市民局	町名、町界審議会	条例	1	15	10	0	2	0	0	28.6%	未導入	高度な識見を必要とする。
スポーツ市民局	指定特定非営利活動法人審査会	条例	1	5	5	0	0	0	0	40.0%	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
スポーツ市民局	交通安全対策会議	条例	1	40	8	0	0	6	0	0.0%	未導入	法令等により委員の資格を制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
スポーツ市民局	情報公開審査会	条例	37	9	9	0	0	0	0	44.4%	未導入	審査請求等に対する調査・審査等を行う。
スポーツ市民局	個人情報保護審議会	条例	15	7	5	0	0	0	0	40.0%	未導入	審査請求等に対する調査・審査等を行う。
スポーツ市民局	消費生活審議会	条例	2	20	18	0	2	1	0	43.8%	導入	2人
スポーツ市民局	男女平等参画苦情処理委員	条例	0	3	3	0	0	0	0	66.7%	未導入	紛争処理、苦情処理を目的とする。
スポーツ市民局	男女平等参画審議会	条例	4	20	15	0	0	0	0	60.0%	導入	2人
スポーツ市民局	スポーツ推進審議会	条例	2	15	15	0	2	0	0	50.0%	導入	1人
スポーツ市民局	障害者スポーツセンター運営審議会	条例	2	25	22	1	1	1	0	42.9%	未導入	高度な識見を必要とする。
スポーツ市民局	スポーツ市民局指定管理者選定委員会	条例	0	40	9	0	0	0	0	44.4%	未導入	高度な識見を必要とする。
経済局	大規模小売店舗立地審議会	条例	5	12	11	0	0	0	0	36.4%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
経済局	経済局指定管理者選定委員会	条例	0	40	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
観光文化交流局	名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会	条例	0	5	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。

所管局	審議会名称※1	区分※2	開催状況	委員の選任状況							委員の公募制導入状況等	
			5年度の開催回数※3	定数※4	委嘱されている委員数	任期の終了時において引き続き10年を超える委員数※5	5審議会以上兼職する委員数※5	市職員の委員数	うち、指針に定める選任基準※6に抵触する委員数	女性登用率※7	公募制導入の有無	詳細
			<回>	<人>	<人>	<人>	<人>	<人>	<人>	<%>		〔 公募制を導入していない場合は、その理由※9 公募制を導入している場合は、定数のうち公募委員の数 〕
観光文化交流局	伝統的建造物群保存地区保存審議会	条例	2	15	10	0	0	0	0	40.0%	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。
観光文化交流局	文化芸術推進評議会	条例	—	15	0	0	0	0	0	—	導入	令和6年6月15日委嘱予定（2名公募中）
観光文化交流局	観光文化交流局指定管理者選定委員会	条例	0	40	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
環境局	環境審議会	条例	1	25	21	0	1	0	0	33.3%	未導入	高度な識見を必要とする。
環境局	千種区地域環境審議会	条例	2	20	19	2	0	0	0	47.4%	導入	1人
環境局	東区地域環境審議会	条例	2	17	11	3	0	0	0	54.5%	導入	応募なし
環境局	北区地域環境審議会	条例	2	20	17	3	0	0	0	52.9%	導入	応募なし
環境局	西区地域環境審議会	条例	2	20	18	1	0	0	0	38.9%	導入	1人
環境局	中村区地域環境審議会	条例	2	20	17	4	1	0	0	41.2%	導入	1人
環境局	中区地域環境審議会	条例	2	18	18	3	0	0	0	33.3%	導入	1人
環境局	昭和区地域環境審議会	条例	2	19	16	2	0	0	0	50.0%	導入	応募なし
環境局	瑞穂区地域環境審議会	条例	2	18	15	4	0	0	0	46.7%	導入	応募なし
環境局	熱田区地域環境審議会	条例	2	17	16	5	0	0	0	25.0%	導入	1人
環境局	中川区地域環境審議会	条例	2	22	22	4	0	0	0	36.4%	導入	1人
環境局	港区地域環境審議会	条例	3	20	18	2	0	0	0	22.2%	導入	応募なし
環境局	南区地域環境審議会	条例	2	20	15	3	0	0	0	33.3%	導入	応募なし
環境局	守山区地域環境審議会	条例	2	21	14	6	0	0	0	42.9%	導入	応募なし
環境局	緑区地域環境審議会	条例	2	23	16	5	0	0	0	37.5%	導入	応募なし
環境局	名東区地域環境審議会	条例	2	20	17	2	0	0	0	52.9%	導入	応募なし
環境局	天白区地域環境審議会	条例	2	20	17	3	0	0	0	17.6%	導入	1人
環境局	環境影響評価審査会	条例	1	20	20	4	0	0	0	40.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
環境局	公害健康被害認定審査会	法律	24	15	15	2	0	0	0	13.3%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ不服申立等に対する調査・審査及び市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。
環境局	住居の不良堆積物対策審議会	条例	1	5	5	0	0	0	0	20.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
健康福祉局	社会福祉審議会	法律	10	50	32	8	5	0	0	34.5%	未導入	法令等により委員の資格を制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
健康福祉局	災害弔慰金等支給審査委員会	法律	0	7	7	0	0	1	0	16.7%	未導入	高度な識見を必要とする。
健康福祉局	高齢者施策推進協議会	条例	2	25	24	0	3	0	0	33.3%	導入	4人

所管局	審議会名称※1	区分※2	開催状況	委員の選任状況							委員の公募制導入状況等	
			5年度の開催回数※3	定数※4	委嘱されている委員数	任期の終了時において引き続き10年を超える委員数※5	5審議会以上兼職する委員数※5	市職員の委員数	うち、指針に定める選任基準※6に抵触する委員数	女性登用率※7	公募制導入の有無	詳細
			<回>	<人>	<人>	<人>	<人>	<人>	<人>	<%>		〔 公募制を導入していない場合は、その理由※9 公募制を導入している場合は、定数のうち公募委員の数 〕
健康福祉局	民生委員推薦会	法律	3	14	12	2	2	1	0	55.6%	未導入	高度な識見を必要とする。
健康福祉局	地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会	条例	4	19	16	0	1	0	0	29.4%	未導入	高度な識見を必要とする。
健康福祉局	介護認定審査会	法律	2551	636	626	174	0	0	0	32.4% ※8①	未導入	法令等により委員の資格を制限されている。
健康福祉局	福祉有償運送運営協議会	条例	2	19	17	0	0	1	0	20.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
健康福祉局	障害者施策推進協議会	法律	3	20	20	3	1	1	0	38.9%	未導入	高度な識見を必要とする。
健康福祉局	精神保健福祉審議会	条例	1	20	20	0	2	0	0	55.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
健康福祉局	精神医療審査会	法律	33	25	25	6	0	0	0	28.9% ※8①	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
健康福祉局	障害者差別解消調整委員会	条例	1	6	6	0	1	0	0	33.3%	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
健康福祉局	透析療法審査委員会	条例	12	6	6	0	0	0	0	0.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
健康福祉局	障害支援区分認定等審査会	法律	310	290	79	37	0	0	0	33.8[% ※8①	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
健康福祉局	国民健康保険運営協議会	法律	3	21	21	0	2	0	0	52.6%	未導入	高度な識見を必要とする。
健康福祉局	保健所運営協議会	条例	1	30	16	0	4	1	0	26.7%	導入	2人
健康福祉局	感染症予防協議会	条例	3	30	25	6	0	0	0	16.0%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
健康福祉局	感染症診査協議会	法律	101	35	30	10	0	0	0	30.0%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
健康福祉局	予防接種健康被害調査委員会	条例	6	8	8	5	1	0	0	25.0%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
健康福祉局	衛生研究所等疫学倫理審査委員会	条例	1	5	5	0	0	0	0	40.0%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
健康福祉局	指定難病審査会	法律	12	20	11	0	0	0	0	27.3%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
健康福祉局	食の安全・安心推進会議	条例	2	20	14	2	0	0	0	50.0%	導入	2人
健康福祉局	人とペットの共生推進協議会	条例	2	20	15	0	0	0	0	46.7%	導入	1人
健康福祉局	健康福祉局指定管理者選定委員会	条例	3	40	11	0	0	0	0	45.5%	未導入	高度な識見を必要とする。
子ども青少年局	なごや子ども・子育て支援協議会	条例	20	35	33	0	0	0	0	45.5%	導入	2人
子ども青少年局	子育て支援企業認定審査会	条例	5	8	8	0	0	0	0	25.0%	導入	2人
子ども青少年局	障害児早期療育指導委員会	条例	2	20	13	2	0	0	0	53.8%	未導入	高度な識見を必要とする。
子ども青少年局	発達障害者支援体制整備検討委員会	条例	2	20	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
子ども青少年局	中央療育センター等倫理審査委員会	条例	1	6	5	2	0	0	0	40.0%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
子ども青少年局	児童虐待事例検証委員会	条例	0	10	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。

所管局	審議会名称※1	区分※2	開催状況	委員の選任状況							委員の公募制導入状況等	
			5年度の開催回数※3	定数※4	委嘱されている委員数	任期の終了時において引き続き10年を超える委員数※5	5審議会以上兼職する委員数※5	市職員の委員数	うち、指針に定める選任基準※6に抵触する委員数	女性登用率※7	公募制導入の有無	詳細 〔 公募制を導入していない場合は、その理由※9 公募制を導入している場合は、定数のうち公募委員の数 〕
			〈回〉	〈人〉	〈人〉	〈人〉	〈人〉	〈人〉	〈人〉	〈%〉		
子ども青少年局	障害児保育指導委員会	条例	2	15	9	0	0	1	0	50.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
子ども青少年局	子どもの権利擁護委員	条例	0	5	5	0	0	0	0	60.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
子ども青少年局	いじめ問題再調査委員会	条例	15	5	5	0	0	0	0	40.0%	未導入	高度な識見を必要とする。
子ども青少年局	子ども青少年局指定管理者選定委員会	条例	0	40	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
住宅都市局	都市計画審議会	法律	3	20	18	0	2	0	0	30.8%	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局	広告・景観審議会	条例	6	20	13	0	1	0	0	41.7%	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。
住宅都市局	交通問題調査会	条例	1	30	24	0	2	0	0	25.0%	導入	1人
住宅都市局	建築紛争調停委員会	条例	2	10	10	0	0	0	0	50.0%	未導入	紛争処理、苦情処理を目的とする。
住宅都市局	建築審査会	法律	7	7	7	0	1	0	0	50.0%	未導入	不服申立、調査請求等に対する調査・審査等を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局	開発審査会	法律	2	7	7	0	2	0	0	66.7%	未導入	不服申立、調査請求等に対する調査・審査等を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局	土地利用審査会	法律	0	7	7	0	0	0	0	57.1%	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局	筒井土地区画整理審議会	法律	0	10	8	1	1	0	0	— ※82	未導入	法令等で委員の資格が制限されており、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局	大曽根北土地区画整理審議会	法律	1	10	9	2	1	0	0	— ※82	未導入	法令等で委員の資格が制限されており、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局	大高駅前土地区画整理審議会	法律	1	10	10	6	1	0	0	— ※82	未導入	法令等で委員の資格が制限されており、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局	ささしまライブ24土地区画整理審議会	法律	1	10	9	5	1	0	0	— ※82	未導入	法令等で委員の資格が制限されており、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局	鳴海駅前市街地再開発審査会	法律	0	13	12	0	0	0	0	50.0%	未導入	法令等で委員の資格が制限されており、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局	住宅都市局指定管理者選定委員会	条例	0	40	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
緑政土木局	放置自動車廃物判定委員会	条例	1	10	8	0	0	0	0	37.5%	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
緑政土木局	自転車等駐車対策協議会	条例	0	25	21	0	1	1	0	27.8%	未導入	高度な識見を必要とする。
緑政土木局	緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会	条例	0	32	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
緑政土木局	緑の審議会	条例	2	20	16	0	0	0	0	37.5%	導入	2人
緑政土木局	緑政土木局指定管理者選定委員会	条例	7	40	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
上下水道局	上下水道事業審議会	条例	—	15	0	0	0	0	0	—	導入	—
教育委員会	子どもいきいき学校づくり推進審議会	条例	1	15	11	0	1	2	0	44.4%	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。

所管局	審議会名称※1	区分※2	開催状況	委員の選任状況							委員の公募制導入状況等	
			5年度の開催回数※3	定数※4	委嘱されている委員数	任期の終了時において引き続き10年を超える委員数※5	5審議会以上兼職する委員数※5	市職員の委員数	うち、指針に定める選任基準※6に抵触する委員数	女性登用率※7	公募制導入の有無	詳細 〔 公募制を導入していない場合は、その理由※9 公募制を導入している場合は、定数のうち公募委員の数 〕
			<回>	<人>	<人>	<人>	<人>	<人>	<人>	<%>		
教育委員会	いじめ対策検討会議	条例	5	10	7	0	0	0	0	57.1%	未導入	高度な識見を必要とする。
教育委員会	社会教育委員協議会	条例	5	10	10	0	1	1	0	66.7%	導入	1人
教育委員会	文化財調査委員会	条例	2	20	17	1	0	0	0	41.2%	未導入	高度な識見を必要とする。
教育委員会	図書館協議会	条例	4	10	10	0	0	1	0	66.7%	導入	1人
教育委員会	博物館協議会	条例	2	20	16	2	1	1	0	40.0%	導入	1人
教育委員会	美術館協議会	条例	2	15	14	0	0	1	0	46.2%	導入	1人
教育委員会	科学館協議会	条例	2	15	13	0	0	1	0	41.7%	導入	1人
教育委員会	教育委員会事務局指定管理者選定委員会	条例	3	40	5	0	0	0	0	40.0%	未導入	高度な識見を必要とする。

※1 実質的に休止している、有松区画整理審議会、小幡駅前市街地再開発審査会、葵土地区画整理審議会（住宅都市局所管）及び産業教育審議会（教育委員会所管）は除く。

※2 審議会の設置根拠となる法令の区分

※3 令和6年4月1日に設置された審議会及び令和5年度に設置され、開催実績のない審議会については「一」と記載

※4 法律又は条例等に規定されている委員の定数又は上限数

※5 法令等により委員の資格が制限されている場合等に該当し、他の者に代え難い特別の事情がある場合（名古屋市審議会の設置及び運営に関する指針（以下「指針」という。）第5条第2項）は選任可。

※6 市職員が当該審議会の不可欠の構成要素である場合（指針第5条第4項）

※7 委嘱されている委員が0人である場合は「一」と記載
名古屋市、名古屋市会議員及び法人を除いて算出

※8 ①予備委員を含む登用率
②法律に基づき、公道によって選任される委員を除く。（例：土地区画整理法に基づき設置される審議会）

※9 法令等により委員の資格が制限されている場合等には、基準の適用をしないもの（指針第5条第5項）